

コリアン学生学術文化フェスティバル2007

統一祖国と在日朝鮮人

～昨日、今日、明日～

崔紗華

2007.11.9

統一祖国と在日朝鮮人

～昨日、今日、明日～

崔紗華

はじめに
統一方法
国家統合論
在日朝鮮人
統一祖国と在日朝鮮人

はじめに

朝鮮半島は過去日本帝国の植民地支配から解放され、間もなく冷戦によって南北に分断された。そして朝鮮半島に樹立された2つの国家は、分断国家として歩み始めてから60年を迎える。その間植民地からの解放の喜びも束の間、今度は大国の利益そして冷戦の論理によって民族の分断と対立という困難に直面することになった。そして長年の植民地支配によって破壊された民族共同体もしくは国家社会の発展基盤を回復し再構築する間もなく南北間の全面的武力衝突によってさらにその事態を悪化させた。

その後も南北は関係改善のために徐々にその経過を辿ってはいるが、その完全なる改善は見られない。しかし21世紀になり、南北の関係は急速に発展した。それは2000年6月15日に行われた南北首脳会談を新たな始点として、統一に向けてそれぞれが新たに発展の道を切り出したのである。

しかし、朝鮮半島は長い間分裂状態におかれているため、必然的に双方の政治的進展に影響を与え、一部では統一についてもそれぞれの異なる論理が展開されているのも事実である。南北の統一問題について論ずるにあたって、政治・社会的接近ばかりでなく、法・制度的接近も重要な問題の一つとしてあげられる。

本質的に統合過程を経ている南北の法的・制度的研究の一つの方法として、統一に向けての実質的な出発点になるであろうと思い、このテーマを選定した。南北における統一論・統一国家論に基づいて、独自の見解を述べ、その上で在日朝鮮人の問題について一緒に絡めて論を展開していきたいと思う。

統一方法

まず論を展開する前に、何故元々一つであった国が分裂することになるのであろうか。その原因を明らかにしなければその解決は図ることができないであろう。そこで、現実に統一した国を例にあげてその原因や、朝鮮半島におけるもっとも見合う統一方法について検討したいと思う。

統一方法は吸収統合型と合意型と大きく二つに分けることができる。

吸収統合型は、どちらか一方が他方の統治下に吸収され、統合する統一類型である。つまり吸収する側と吸収される側が存在するのである。

合意型は双方がそれぞれ解体されるのを前提に双方の合意によって新しい統治形態を形成する統一類型である。そこで、過去に分断国家であったドイツとイエメンを例にあげて説明したいと思う。

1 東西ドイツの統一

まず、冷戦によって分裂におかれた東西ドイツであるが、確かに双方の合意過程を通じて統一されたと見られるが、実質的には吸収統合型と捉える方が妥当だと言える。東西ドイツの統一は西ドイツ基本法 23 条⁽¹⁾の編入方式に基づいて、西ドイツ以外の領域は、西ドイツ住民の自己決定により連邦に編入され、その国の憲法としての基本法の適用を受ける形であった。

西ドイツ連邦憲法裁判所が、東西基本法条約⁽²⁾の判決から基本法 23 条の統一方式としての機能を認め、1990 年 3 月 18 日に西ドイツ連邦への編入方式を支持した東ドイツの自由総選挙⁽³⁾の結果によって実質的に統一が実現した。当時東ドイツは、急速な崩壊によって同等の立場で参加出来ず、新しい全体ドイツ憲法を共同で作成する余裕がなかった。また東ドイツの国民は、新憲法に対する複雑性やその過程における長期化を回避して、より早い時期に東西ドイツが統一することを選んだのであった。

東西ドイツの統一は自主的に獲得したものであって、単純な人的・物的結合だけを目指した統一ではなく、法的・制度的統合を目指す努力をすることに、非常に意義があるということを経験したドイツの統一過程が見せてくれている。

2 南北イエメンの統一

南北イエメンは単一民族として同じ歴史的・宗教的背景下に統一を推進した国だと言える。

イエメンはオスマントルコと英国における領土拡大によって分断されることになった。

北イエメンはオスマン・トルコの支配から独立しアラブ連合に属していたが、後にアラブ連合が崩壊するにあたって王制が打倒され、イエメン・アラブ共和国を樹立した。しかしその後もサウジアラビアに亡命政府を樹立した王政派との内戦が長期にわたって続いた。

南イエメンは 1967 に英国の支配から独立し、南イエメン人民共和国を樹立し、社会党一党独裁の社会主義を貫きソ連の足場であった。後にソ連が崩壊し経済的に行き詰まるようになった。

1972 年 9 月 26 日、南北イエメン間で初めて発生した武力紛争以後、アラブ連盟の仲介によりその翌月から南北会談が進められ、単一国家として統一に合意を示し、統一に向けた基本原則を定めた。その会談以後も定期的に統一事業が進められ、統一国家の国名・国旗・国交・国語等を定めた。そして、南北共同委員会が設置され、定期的に会議を重ねることになった。その後またアラブ連盟の仲介によって共同声明⁽⁴⁾が発表された。この声明では相手方の完全なる降伏を強要させるものではなく、相互妥協によって共存する統一が現実的だという発想の転換が見られた。そして経済・教育・文化・相互往来・外交政策分野についてさらに具体的に話が進められた。そして会談が進められてから 10 年以内に憲法委員会が統一憲法草案を完成させてこれを採択した。幾度も重ねて行われた会談で南北イエメンは統一国家としての基盤をつくりあげた。統一憲法が

採択されすぐに南北イエメン単一歴史教科書が作成されこれを全ての学校で使用されることになり、また国民の相互往来に関しても、共同検問所が設置され身分証のみで自由往来ができるようになった。そして1988年11月経済統合の具体化政策が推進され、実質的な統一を目前とした。そして国民投票により軍隊を統合して、統一憲法が宣布された。それにより、南北イエメンは10年以上もの会談を重ね1990年5月22日、統一国家である「イエメン共和国」を誕生させた。その後国民投票により統一憲法が最終的に確定された。

当時の国際情勢に左右をされず、単一民族であるということに基に、人的・物的交流、その交流を通して得た相互信頼、双方指導者らの統一に対する意志や努力、統一合意精神の維持、そして統一に向けての具体的な法・制度の整備等、様々なものが統一の下準備としてうまく基盤をつくり、獲得したものだと言える。イエメンの統一方法は統一憲法を通じて統一を達成した先例であると同時に統一宣布後、完全なる統一国家の法的・制度的形態を確立した分断国統合の一つの例としてあげられた。

3 朝鮮半島における統一方法

次に朝鮮半島においてこれからどのように統一をすすめるべきかについて述べたいと思う。本論ではドイツ、イエメンについてのみ具体的に統一過程について述べたが、他にも中国やベトナムなど、過去に分断におかれた国は他にも存在する。中国では香港が長期にわたりイギリスの占領下におかれていたし、今も尚、中国本土と台湾との間で問題を抱えている。ベトナムも過去にフランス領下におかれ、その後も冷戦によって北緯17度を中心に南北に分断させられるはめになった。

このように分断におかれた国々は、全て共通して、帝国主義国家の領土拡大による侵略や略奪、また帝国主義の再編や利益拡大によって勃発した戦争や紛争が生み出した結果といえる。

特に戦後、冷戦から現代にいたって分裂状態におかれた国が増加した。

朝鮮半島においても同じである。冷戦によって南北に分断せざるを得なくなり、現代にいたってまで、その状態は継続している。もちろん南北の交流は時が経つにつれ活性化されているが、実質的には未だ統一という形で一つの国としての名義ははかれないでいる。

では、今後朝鮮半島で統一を進めるにあたってどのような方法で進めれば良いかについて過去の経験を基に論じたいと思う。

結果論から言ってしまうと、朝鮮半島の統一において見合う方法は、確実には断定できないが、合意型に基づいた統一方法である。何故ならば、それは戦後の南北の経験からして論じることができる。

南では一部保守勢力が、南が北を合併する形で、いわゆる吸収型統一の方式で統一を推進しようと主張するものも存在する。しかし、北も南も一つの主権国家として国際舞台でもその勢力を発揮している以上、南が北を吸収するというのは不可能に近いであろう。共に同等の権力を持ち、双方に優劣をつけることは出来ない。一方の主張や方針によって統一を図ろうとすれば、それは相手方への不可侵へと繋がりがかねない。また吸収した側の一方の制度と政治体制をそのまま受容することになる。よって吸収型統一は、7.4 南北共同声明⁽⁵⁾で定められた3大原則⁽⁶⁾に違反することになる。双方の要求や意見は常に互いに吟味しつつ、平等かつバランスがとれた国を目指すのであれば、民族が団結して自主的に統一をはかるべきである。

国が分断してからはや 60 年が経ち、未だ形式的には統一はしていないが、この 60 年もの間に南北の関係は見違えるほどに変化を続けている。その間に行われた一つ一つの会談や交流についてここでは詳しくは述べないが、2000 年 6 月 15 日、2007 年 10 月 4 日と二度にわたって行われた南北首脳会談⁽⁷⁾が、その後の南北の関係についての経過が順調に進んでいるということを著しく表明しているといっても過言ではない。これらの首脳会談も一瞬間にして設けられた機会ではなく、それ以前までに様々な形で行われてきた南北の交流がその大きな機会へとつなげることになったのである。ここで類似するのが、イエメンの統一方式と朝鮮半島において現在行われている統一の経過である。イエメンと朝鮮半島ではそれぞれの歴史や地理、文化、民族等、異なることはほとんどであるが、両者とも侵略によって二つに引き裂かれた痛みを背負った国であり、国際情勢に左右されず、自らの力で統一に向けて踏み出している。第三者に依存すれば、後に何らかの形で影響を受けかねないし、さらには過去に植民地におかれていた朝鮮半島にとっては再び第三者による介入は避けたいものである。南北の会談や交流は今後とも継続して行われるであろうし、さらに活性化させるべきである。統一方法については、後に国家統合論について述べた後に再び検討したいと思う。ただこの段階で言えるのは、合意型に近い形で自主的に、朝鮮半島独自の方法で統一を推進させるべきだということだけを強調しておきたい。

次期、大統領選を控えた南で保守派が政権を握ったとしても、南北の交流と協力に基づく結束によって、どのような勢力によってもその勢いを憚れないほどに発展させるべきである。

国家統合論

国家統合について論ずるにあたって大きくあげられるのは、連合国家と連邦国家である。

国家連合にするか、連邦国家にするかで、今後の統一論は展開を異にするであろう。

ではまずそれぞれの概念を簡単に述べた上で、朝鮮半島においてはどの形が見合うか検討していきたい。

1 国家連合

国家連合とは複数の国家が国際法上、国家の資格を維持しながら相互対等な地位で共通の利益のために条約によって結合し、共通の機構を通じて外交、その他一定の事項について協議し、その機能を共通に行使し、共通の目的を達成するために結合した国家同士の連合のことをいう。結合主体は完全な国際法人格を有する国家同士の結合であるため、相互の地位は対等な並列的關係にあることが原則とされる。つまり連邦や従属關係にある国家、保護關係にある国家、国際關係において単一体として行動する同君連合とは区別される。国家連合は並列的な關係にある以上、国際法上権利能力や行為能力は行使できない。

国家連合の特徴としては、国際法主体としての地位を維持し、それによって国家の国際責任は各構成国が負う、国家連合共通の国籍は存在しない、国家連合は条約によって成立する、構成国の万場一致によって全てのことが可決される、国家連合は自己の兵力を持たない。

つまり、主権国家同士が共通の目的を達成するために協力關係を結ぶだけであって、それ以上の権利の行使はできない国家の連合体だと言える。

例として欧州連合があげられる。

2 連邦国家

連邦国家とは複数の国またはそれに匹敵する州が寄り集まって一つの国家として集まったものをいう。連邦国家において、構成単位となるそれぞれの州は独立しており、強い権限を保持する。

共通の目的をもって、そのために結合した集団であるというところでは国家連合と同じである。

連邦国家の特徴としては、法的に同等な地位と権限を付与された複数の政治単位が結合して一つの政治秩序を形成・維持する政治組織の一様式である、中央政府と複数の地方政府との権力が分立される、中央集権化を避け、地方政府に権威や権力を委任する、地方政府は対内的には自律性を保持するが、対外的に国家の独立性を確保するためにその権威は行使することができない、地方政府固有の権限を行使するために成分憲法を持ち、中央政府からの一方的な統制や干渉は受けない。この特徴は連邦国家を形成するにあたっての構成要件とも言える。

例としてアメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、ロシア連邦があげられる。

3 朝鮮半島における国家統合論

1972年7月4日に南北共同声明が発表され、両者は自主・平和・民族大団結という統一3大原則に合意を示した。それは現代にいたっても南北間の対話の基本骨格として維持されていて、何れ論議されるであろう統一憲法についてもこの3大原則基本原則として作用されるであろう。

しかし南北が分裂してから進められてきた統一に向けての数多くの会談で、南北の統一論はそれぞれ異にしてきた。

(1) 北の統一論

北は分裂以後、1960年8月15日に実施された祖国解放15周年慶祝大会で、金日成主席が「連邦制統一方案」について初めて提案をした。南北は統一に関して総選挙を実施することを基本原則とした。仮に総選挙が不可能であったとしても、南北は連邦という形で統一を目指すべきだという方針を示した。そしてそのためには南北の政治制度をそのまま存続させながら、最高民族委員会を形成すべきであるとし、この段階においてはどちらかという国家連合に近い方針を示した。

そして連邦制を主張しながらも、南北の二つの政府を存続させ、南北双方が互いに相反する政治制度を認めるべきであるとした。

1970年代に突入し、前に提案した連邦制方案についてさらに具体化した。南北が相互協力と交流を重ね、徐々に完全なる統一を目指そうという意向を示した。そして平和統一5大綱領を発表し、前に提案した連邦制方案にさらに2項が追加された。

一つは大民族会議を招集して民族的団結を促進して、これを基に南北連邦制を実現させようとするものであった。そしてもう一つは、連邦国家の国号を「高麗民主連邦共和国」とする提案であった。南北は二つの制度を当分の間は存続させるということを前提に、この方案が追加された。

1980年代に入り、統一についてはさらに具体的に論議され、「高麗民主連邦共和国」創立方案が提議された。ここでは、南北はそれぞれ違う制度が存在するため、どちらか一方の思想や制度を絶対化することは許されないとする姿勢を示した。そして南同様、3大原則に基づいて、南北は

同等な権限と義務をそれぞれ担っているということを強調した。そして南北同数の代表とまた、在外同胞代表も参加することをここで発表した。

このように北の統一方案は一貫して連邦制を強調してきた。そしてそれは時代状況によって若干の変化を見せながら発展している。

(2) 南の統一論

南の統一方案は 1988 年 7 月 7 日、当時大統領であった盧泰愚大統領が「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言と民族共同体統一方案」を発表した。この宣言は、当時急変する国際情勢や冷戦体制の解体の可能性が高まるにつれて、比例して変化する南の対北政策を示したものであった。そして、北を同じ民族の一員として、相互の信頼・和解・協力等、共に繁栄を追及しなければならない民族共同体として認識することによって、北に対する観点を再び正したものであった。そしてこの法案は、南において具体的に示した統一方法論としては初めての方案であり、その後の南の統一政策の基本的骨格を成すことになる。そして 7.4 南北共同声明で発表された 3 大原則に基づいて内容が展開されている。簡潔に述べると、統一国家は、人権が保障される民主国家であり、国家体制は共和制であるべきこととしている。そして専制主義や独裁権力を否定し、世界平和主義を基本原則としている。また、民族共同体を成立させるにあたって、南北は互いに双方の制を認めるべきであるとした。南北は交流・協力の輪を広げて、社会・文化・経済的共同体を成立させ、南北の各種問題等を解決し、至っては政治的統合を目指すべきであると示した。そして統一を促進する過程を制度化させるために双方が合意した憲章によって南北が連合する機構を設置し、民族共同体をより活性化させなければならないとする南北連合段階を具体的に示した。

この統一方案は南北連合という中間段階をしめしたものだと言える。互いに双方の相反する体制を認め、その上で社会・政治・経済的連合を目指そうということである。

(3) 私見

以上に見てきたように南と北とでは統一論を異にしている。それぞれ時代の流れや国際状況によって政治、経済は常に変化をし続け、長期にわたって分断におかれていると、それぞれ統一についても異なった見解や理論が生まれるであろう。実際に北と南で示している統一論に差異があるのも、そのせいである。しかし、南北はいつまでもその見解を異にしてはられない。冒頭でも述べたように南北は 21 世紀に入り、その関係は発展し続けてきている。南北は、統一が実現するまでに下準備を全て整えれば、統一後も安定した国家が保てるのではないかと思う。

そこで、現段階で朝鮮半島において見合う国家統合論であるが、まず、結果論から述べると、北が述べたように統一国家は、一国二制度の国家体制を築くべきであると思う。つまり、一つの連邦国家の基に、二つの制度が存在するということである。戦後 60 年も互いに違った制度を貫いてきた朝鮮半島の二つの国の制度を、どちらか一方の制度に合わせるということは非常に困難であろう。そしてそうなるとすれば、一方に吸収される吸収型統一になり得ない。北も南も互いに認めているように、双方は互いに二つの制度が存在することを無視することができないし認めざるを得ない状況になっている。よって、その二つの制度は統一後も存続させるべきである。そして、初期の段階では、経済的・文化的交流からはじまり、互いに協力・交流を深めていき、後に

共同機構を設けるなどして、徐々に統合を目指すべきだと考える。つまり、初期の段階では、国家連合としての交わりを重視し、後に、政治的・社会的に統合するによって、連邦国家へと転換をすべきである。そして最終的に法・制度的統合をし、統一憲法を採択すれば、段階を踏んで統一を迎えることができる。最終的に国家連合ではなく連邦国家を目指すことの意義は、もともと一つであった国が自らの意思ではなく、冷戦という外部の意思によって引き裂かれたが、元の一つの国に戻ろうとするのは国家意思からくるものであって、一つになることによってより発展的な国家運営を図ることができるということである。もちろんそれは決して短期間にして得られるものではない。前にも述べたように様々な方面で相互協力や政治・経済・文化を始めとする市民レベルでの交流を重ねることにさらにその意義が見い出される。次に述べる在日朝鮮人問題と絡めてその意義を見い出すこともできる。

在日朝鮮人

上記では、朝鮮半島においての統一問題について論じてきた。次に在日朝鮮人と統一問題を絡めて論を展開していきたい。戦時中、日本の植民地におかれていた朝鮮半島から、日本に強制連行や生活を探しに渡って来た KOREAN が 240 万人在留していた。そして戦争終結後、様々な理由からそのまま日本に 60 万人が残留し、現代にまでその子孫として日本で生活を営んでいる KOREAN を在日朝鮮人と呼ぶようになった。戦後の冷戦の影響で南北が分断するはめになったが、在日朝鮮人にも多大な影響が及ぼされた。国が二つに分断しているという事実は、紛れもなくその国が元々保持していた力が縮減したといっても過言ではない。歴史的産物として残された在日朝鮮人は分断についてある意味第三者的に捉えがちになるが、戦後半世紀もの間、日本において法的・社会的地位が完全に確立され得ないのは、二つに分断した国と比例してその力を大いに発揮できないのではないのだと思う。南北の分断と在日朝鮮人問題は決して別個の問題として捉えてはいけけない。常に一つの括りとして結びつけ、平行してその解決が見られなければならない。事実、今年 10 月に開かれた南北首脳会談の最終条項でも在日朝鮮人についての問題が提起されていた。この会談以後、さらに活性化するであろう南北の関係改善に伴って、在日朝鮮人の権利についても同時に述べたいと思う。

1 在日朝鮮人の法的・社会的地位の現状

今日、日本国内に存在する在日朝鮮人とは、日本国籍を有しない外国人という立場で存在する人々、および、日本国籍を保持する日本国民として存在する人々である。日本社会の多数者とは異なる国籍もしくは民族性を保持する在日朝鮮人は、歴史的にそして今日においても法制度上の差別だけでなく、社会的偏見と差別により人権を制約され侵害されてきている。こうした在日朝鮮人の人権を考える場合に求められる基本的視座は、日本政府の対朝鮮半島植民地支配の過程で形成された歴史的存在であるということである。

ある国の社会に所在する個人または個人集団の法的地位とは、所在する国の国籍を保持しているかどうか、つまり内国人であるか外国人であるかということ、そしてまず外国人の場合は所在国の憲法その他の法律、および所在国と外国人の国籍国との間に締結される協定もしくは条約に基づいて享有する権利の内容を意味する。こうした意味で理解される在日朝鮮人の法的地位につ

いては、この人々の国籍と法律上の処遇、とりわけ権利の享有が、歴史的にそして今日に至るまで、どのような変遷を辿ってきたかを正しく理解する必要がある。

ある日突然「外国人」の立場に追いやられ、不安定な在留資格と人権侵害を伴う管理の対象になった朝鮮半島出身の人々は、社会福祉と社会保障および社会保険など生活と密接に関連する法制度からも排除されていた。そして 1965 年に日韓国交の樹立に伴って締結された「在日韓国人の法的地位に関する協定⁽⁸⁾」によっても、はじめて永住が認められた。「永住」という在留資格は認められるが、実際は不安定かつ差別的状況なことに変わりはない。そればかりか、南北に分断し別個の政府が樹立された朝鮮半島に対する日本政府の政策が、南側すなわち韓国を唯一の合法国家と認めたことから、日本に在留する朝鮮半島出身の人々の間に国籍と法的処遇に差異と混乱を生じせしめることになる。

2 在日朝鮮人の諸問題

(1) 南北分断による在日朝鮮人への影響

在日朝鮮人の社会は戦時中から現代にいたるまで存続し続けている。そして朝鮮半島が分裂してからは、在日朝鮮人の世界でも同じように二つに対立するようになってしまった。そして日本社会では、南だけを合法的な国家と認めるようになり、分断された在日朝鮮人の中でも内なる分断が存在するようになった。特に国籍によって南も北も自由に往来することが出来なくなり、他にも表現の自由・経済的自由・社会権・参政権等の基本的人権さえも奪われるようになった。自らの意思でこのように法的・社会的差別を受けるような存在になったのではない。どの社会にいてもどの国に存在しても人は平等であり、同等の権利を有するべきである。それは過去に歴史が証明しているため、ここでは理由を説明するまでもない。

(2) 日本における在日朝鮮人の立場

日本は「特別永住」という形で在日朝鮮人が居住することは認められたが、その他日本人が有する同等の権利が在日朝鮮人に付与されたわけではない。日本は、戦後、国際社会に復帰するにあたって人権と基本的自由の尊重という国際的義務を受け入れたのである。したがって国際社会の努力によって成立した国際権利章典の受諾、つまり、国際人権規約⁽⁹⁾の批准を待つまでもなく、日本国憲法および世界人権宣言⁽¹⁰⁾の目的にしたがって、在日朝鮮人を含むすべての外国人に内国人と同様、人権と基本的自由を保障しなければならなかったのである。ところが、日本政府は世界人権宣言が国家を法的に拘束せず、国連憲章の人権規定が具体的かつ積極的義務を課していないことを理由に法的・制度的差別の撤廃について消極的な態度をとりつづけてきたのである。

そして世界人権宣言と異なり、国家を法的に拘束する国際人権規約に対しても国連総会が採択されてから 13 年を経過して国内外の世論に押されてようやく批准の手続きがとられるようになった。人権の国際的保障に対する日本の消極的姿勢は国連で採択されただけでも 19 える国際人権の条約の中、日本が批准しているのは国際人権規約および難民議定書⁽¹¹⁾を含めて僅か 5 つの条約にすぎないことをみてもわかる。

それだけに国際人権保障の中心的な位置を占める国際人権規約を日本が批准したことはやはり

画期的であったというべきであろう。つまり日本国憲法 98 条 2 項⁽¹²⁾の規定にしたがって内外人平等を基本原則とする国際人権規約を完全に実施して従来の不合理な差別を撤廃する国際法および社会保障などの権利を内国人と平等に保障する義務を課している難民条約の批准に伴って、社会保障および社会福祉に関する国内法の改正を余儀なくしたのであった。こうして従来の外国人処遇の論理は人権の国際的保障を共通の目的とする今日の国際社会ではもはやそのままでは罷り通れなくなったのである。

統一祖国と在日朝鮮人

以上に述べてきたように南北が統一するまでも様々な課題が与えられていて、在日朝鮮人も同様である。日本社会においての在日朝鮮人の内なる分裂は、紛れもなく南北分裂による影響である。よって、南北統一なしに在日朝鮮人の内なる分裂も解決を図れない。ここで連邦制の意義というのが再び確認することができる。それは、国家連合の状態であると、それぞれの主権国家が存在するため、一つの統一した国籍は存在しない。しかし連邦国家は一つの国として一つの国籍のみが存在するのである。そこで現在、在日朝鮮人が有している 3 つの国籍も一つに統合することができ、統一国家への往来はもちろん、現状において保障されていない基本的人権についても統一国家の下で保障されることになる。そして、南だけを合法的な国家と見なしている日本においても、南北統一国家が誕生すれば、それを認めざるを得ない一つの国家となるであろうし、日本国内において分裂している在日朝鮮人の法的・社会的地位も画期的にその状況が変わるであろう。観念的に「朝鮮半島出身の人々」とされている在日朝鮮人の法的・社会的地位が確立され、制限されていた人権に対しても広い範囲で認められるようになる。

また一国二制度という難しい統一観念ではあるが、そうでもしない限り朝鮮半島での統一を図ることは困難であろう。前述したとおり、主権国家として互いに国際舞台で活躍している両者のうち一方が吸収してその国の制度を適用するということは不可能である。両者は互いの制度の違いを認めているため、反対にそれを利用すべきであろう。

前述したが、合意型統一に近い形で統一を推進すべきだと示した。そして統一論を展開すると、確実に合意型で推進すべきだとは言いきれないということが理解できるであろう。なぜならば、南北は双方の政治制度を認めるべきであるという意向を示している以上、双方の政治制度を解体せずそのまま持続させるという点では、完全に合意型とは言いがたい。朝鮮半島において、独創的で独自の統一方法が生まれると言っていいだろう。

以上が私的な観点から捉えた統一祖国と在日朝鮮人についての見解である。

戦後から今現在に至るまで行われた数多くの会談、経済協力、文化交流はもちろん、様々な視点において南北の距離が確実に縮まってきていて、またこれまでのそのような双方の努力は高く評価されなければならない。そしてその努力は今後とも継続的、定期的に行うことによって双方の関係改善は活性化するのである。

統一論は、南北がこれからも統一に向けて歩いていく上で、何れかはさらに具体的に論議されるであろうし、決して避けて通ることのできない内容である。しかし今後はただの目標明示だけでなく、その道のりもしっかり定めるべきであり、また朝鮮半島に存在する KOREAN、在日朝鮮人と、全ての KOREAN が統一するまで継続して努力すべきであり、与えられている課題も数知れない。実際にこのように南北の交流を呼びかける一方で、未だ反共を謳った国家保安法⁽¹³⁾が存在す

るというのは、明らかな矛盾である。この問題を解決するために、双方は徐々にこの法律の制限を撤廃していて、その法律も実質的に法律として機能していないというのが現実である。しかし法律が存在している以上、両者の壁は打ち破れないものである。南北を引き裂くようなこのような問題・課題は常に吟味していかなければならない。その課題も自主的に、常に平和を希求して、全ての KOREAN が大団結することによって成し遂げられるであろう。「統一」という言葉が目標としてうたわれるのではなく、統一を実現することにより、その言葉すらも意識せず一つの国の民として当然の権利を享受し、生活することを自らの手で勝ち取らねばならない。

[注]

(1)ドイツ連邦共和国への加入規定

(2)東西ドイツの1972年11月8日にドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国関係の基本原則に関する条約。この条約で軍備制限と軍備縮小の努力を支持し経済、学問、技術、通行、法律部分の交流、郵便、電話、保健、文化、スポーツ、環境保護などの分野で協力を促進し発展させる協定を締結することにした。条約締結以後には善隣友好協力体制への進入を意味した。肯定的に東西ドイツ基本条約は両ドイツ間の交流と協力を増大させて相互間の不信を洗い流し同族としての同質性を回復させ1990年の統一環境を造成する役割をした。

(3)1990年3月18日に東ドイツで実施された総選挙。当時、東ドイツでは民主化デモが激烈に繰り広げられ、反体制デモが東ドイツ全域にまで発展し、東ドイツ政府は国民の絶叫に屈服し実施された。

(4)1979年3月30日、クウェイトで行われた正常会談

(5)1972年7月4日、南北当局が国土分断以後初めて、統一と関連し合意・発表した歴史的な共同声明で、李厚洛中央情報部長と金英柱労働党組織指導部長がソウルと平壤で同時に発表した。また分断以後、南北政府の合意によって発表された最初の共同声明であるということから重要な意義を持つ。

(6)一つ、外国勢力に依存または干渉を受けず自主的に解決しなければならない。二つ、お互い相手国を反対する武力行使に依拠せず平和的方法で実現しなければならない。三つ、イデオロギーと理念及び制度の差を超え、まず一つの民族として民族の大団結を図らなければならないとし、自主・平和・民族大団結を統一の3大原則と定めた。

(7)2000年6月15日、平壤で行われた初めての南北首脳会談。当時南の大統領であった金大中大統領が平壤で金正日国防委員長と面会した。

2007年10月4日、二度目の南北首脳会談が平壤で行われた。南の大統領であるノ・ムン大統領が金正日国防委員長と面会した。

(8)1965年6月22日、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定。

(9)人権に関する条約・規約の一つである。世界人権宣言の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。世界人権宣言採択後18年間にわたって議論が重ねられ、1966年12月16日の第21回国際連合総会で採択され、1976年発効された。

(10)1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権についての宣言である。正式名称は、人権に関する世界宣言。後に国際連合で結ばれた人権条約の基礎となっており、世界の人権に関する規律の中でもっとも基本的な意義を

有する。人権という一つのイデオロギーについての宣言である。

(11)1967年1月31日に国際連合によって作成された。難民条約における対象地域の限定を原則解消し、対象難民の時限的限定を排除した。

(12)日本国憲法 98 条 2 項「日本が締結した条約及び確率された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

(13)南(大韓民国)の治安立法の一つ。南の国家保安を脅かすような反国家活動を規制することで、国家の安全と国民の生存・自由を確保することを目的としている。1948年に制定されてから、反共イデオロギーを実現する為の装置として、長年南における治安立法の中核を為してきた。具体的には国内で朝鮮民主主義人民共和国や共産主義を賛美する行為及びその兆候が取締の対象となる。

[参考文献]

金勳勲 『共生時代の在日コリアン』 (東信堂、2004年)

カン・ヒョンチョル 『統一憲法研究』 (韓国学術情報、2006年)

友永健三他 『日本における差別と人権』 (解放出版社、2002年)

阿部浩己他 『外国人法とローヤリング』 (学陽書房、2005年)

李明雨 『南北韓憲法の理解』 (三光出版社、2002年)

趙全勝 『国家の分裂と国家の統一』 (旬報社、1998年)

コリア人権生活協会 『在日コリアンの100年』 (かもがわ出版、2006年)